

1 変更前規定

(共済の支出基準について)

- ① 本共済の補填事案は、例会山行（会報において例会番号及び○共マークが付されている山行。合宿を含む。）に限るものとする。ただし、現地集合の場合は除外する。
- ② 本共済の補填は、供与車両（当該例会山行に供与した車両をいう。）の損害に係る修理代に限定するものとする。
- ③ 本共済の補填額について3万円以下の修理代は全額補填する。また、3万円を超える部分については、超えた金額の半額を加算して補填する。但し、その補填金総額は積立金残高の2分の1を超えることはできない。
- ④ 該当する山行現地に、単独車両で赴き、かつ、単独車両で帰広するものは本共済の補填対象としない。
- ⑤ 共済金の支出については、役員会の決裁を受けるものとする。

(共済の積立額について)

- ① 山行にあたり、1人当たり200円とする。

(附則)

- ① この補助金支出基準は、積立金残高が3万円以下となったとき、平成23年度における支出基準に戻すこととする。

2 変更（案）

(共済の支出基準について)

- ① 本共済の補填事案は、広島県外域の例会山行及び合宿で、会報において例会番号が付されている山行に適用する。また、広島県内域の例会山行及び合宿の場合は、広島市役所を中心とした半径50kmの円域を超える域での山行で、会報において例会番号及び○共マークが付されている山行にも適用する。
ただし、現地集合の場合は除外する。
- ② 本共済の補填は、供与車両（当該例会山行に供与した車両をいう。）の損害に係る修理代に限定するものとする。
- ③ 本共済の補填額について3万円以下の修理代は全額補填する。また、3万円を超える部分については、超えた金額の半額を加算して補填する。但し、その補填金総額は積立金残高の2分の1を超えることはできない。
- ④ 該当する山行現地に、単独車両で赴き、かつ、単独車両で帰広するものは本共済の補填対象としない。
- ⑤ 共済金の支出については、役員会の決裁を受けるものとする。

(共済の積立額について)

- ① 山行にあたり、1人当たり200円とする。

(附則)

- ① この補助金支出基準は、積立金残高が3万円以下となったとき、平成23年度における支出基準に戻すこととする。